令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」における特別措置を踏まえた 官庁営繕工事に適用する令和5年度の市場単価の運用について(試行)

北海道建設部建築局建築保全課

北海道建設部建築局では、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(令和5年2月14日付け国不建キ第40号)における特別措置を踏まえ、営繕工事に適用する令和5年度の市場単価の運用について、次のとおり施行します。

1 市場単価の補正方法等

市場単価と補正市場単価は、表-1の対象工種について、同表の補正率を用いた以下の式により補正します。

- 市場単価× 補正率
- 補正市場単価× 補正率

表-1 補正の対象工種注)と補正率

建築工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

電気設備工事

対象工種	補正率
「プルボックス用接地端子」、「防火区画貫通処理	1.01
金属管・丸型用」以外の配管工事	
配線工事	1.01
接地工事(屋外)	1.01

機械設備工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

注) 対象工種に属する全ての規格・仕様に適用します。

なお、対象工種の区分は、「公共建築工事積算基準等資料(令和5年度改定)」第4編第1章表A-1、 E-1、M-1の工種(ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該 区分)によります。

なお、表-1の補正率を他の補正率に乗じる場合、乗じた後の補正率の値は、少数点以下第3位を 四捨五入して小数点以下第2位とします。

2 適用時期等

令和5年度の市場単価を用いる工事に適用します。